

◎新潟県告示第786号

河川の洪水浸水想定区域の指定並びに浸水した場合に想定される浸水深及び浸水継続時間の公表（平成30年6月29日新潟県告示第742号）の一部を次のとおり改正する。

令和7年8月8日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。 その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。 なお、平成19年3月新潟県告示第737号、平成29年12月新潟県告示第1302号及び平成30年6月新潟県告示700号は、廃止する。 1 洪水浸水想定区域を定める河川 荒川水系 荒川 三面川水系 三面川 国府川水系 国府川 2 （略）	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。 その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。 なお、平成19年3月新潟県告示第737号、平成29年12月新潟県告示第1302号及び平成30年6月新潟県告示700号は、廃止する。 1 洪水浸水想定区域を定める河川 荒川水系 荒川 三面川水系 三面川 <u>高根川</u> <u>門前川</u> 国府川水系 国府川 2 （略）